

相続・家族信託 生前対策検討会

参加費
無料

元気な今だからこそ準備できることがあります

- ☑ 財産の所有者が**認知症**になるのが心配である
- ☑ 相続の件で、**家族に揉めてほしくない**
- ☑ **遺言**を公正証書で作成しておきたい
- ☑ **共有名義の不動産**を持っている
- ☑ 財産のほとんどが**不動産**である
- ☑ 将来、**施設に入る**予定がある
- ☑ **自宅を売却**して老後の資金にしたい



いざ「生前対策」といっても、何から始めたらいいのかなかなか分からないものです。まずは、生前対策を行う際に必ず考えるべきことを、専門家が丁寧に伝えていきます。

➡ ご状況に合わせた **オーダーメイド型** の対策が可能です

※先着順、**限定5名様**になります。お早目にお申込みください

日時

2020年

午前

1月18日(土) 10:00~11:30 (受付 9:45~)

会場



〒892-0842

鹿児島県鹿児島市東千石町14番10号 天文館大樹生命南国テレホンビル8階

弁護士法人萩原
鹿児島シティ法律事務所



お問合せ先



099-224-1200

詳細は裏面へ

※ お席に限りがございますので、事前のご予約をお願いいたします

当日は…

相続、家族信託について基礎から事例までご説明いたします

セミナー内容

認知症になったときに起きること
資産凍結のリスクとは

認知症とお金のトラブルを防ぐ
「元気な今」すべきこと

どのような対策があるか
家族信託・遺言・後見制度について

実際にある
認知症とお金のトラブル・解決事例

講師のご紹介



代表弁護士
萩原 隆志
鹿児島県弁護士会所属

認知症になると、不動産や預貯金などの財産が「凍結」されるリスクがございます。人生100年時代を迎えた今日、**高齢者の4人に1人が認知症又はその予備軍**とされています。そのため、「認知症」は**誰にでも起こりうるリスク**なのです。

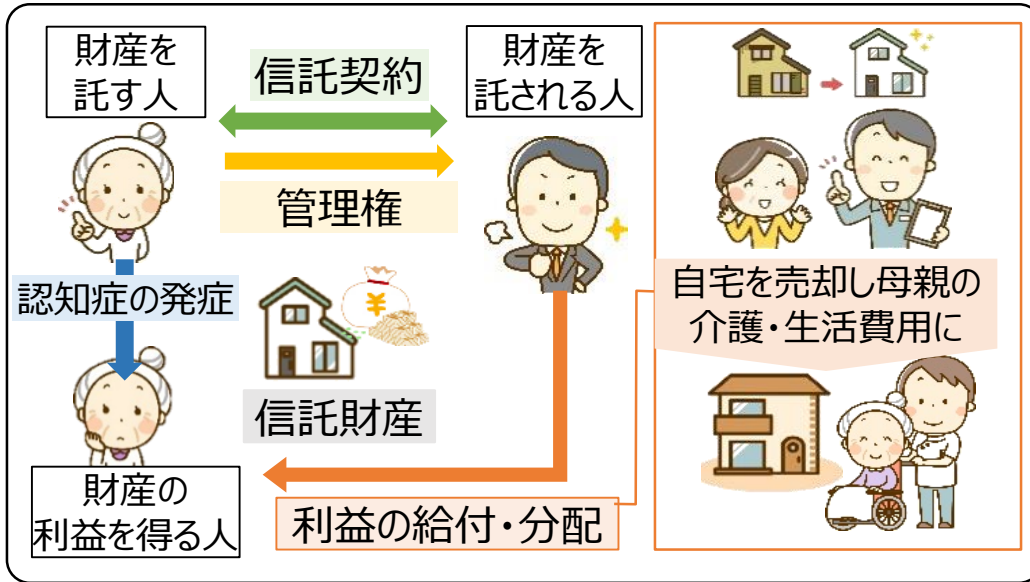
お客様のなかにも

- **認知症になっても自分らしい財産の管理・運用・処分を続けたい**
- **自分のためだけでなく家族のためにその財産を生かしたい**

と、お思いの方は多くいらっしゃると思います。セミナーでもこのような思いに対して、どのような対策ができるか説明いたします。皆様のご来場をお待ちしております。



テレビや新聞でも、話題の「家族信託」とは



なぜ今信託が注目されているのか

近年認知症を発症するなどされる方が増え、財産（預金不動産など）の管理のために家族や社会の手助けを必要とされる方が増加しております。そのような中、財産管理制度として、家族信託・民事信託が注目されております。

当事務所のご紹介

お問合せ・お申込みは



099-224-1200

家族信託の専門ホームページを運営しています

検索

鹿児島 家族信託



こちらのQRコードからアクセス

事務所名	弁護士法人萩原 鹿児島シティ法律事務所
代表	萩原 隆志
住所	〒892-0842 鹿児島県鹿児島市東千石町14番10号 天文館大樹生命南国テレホンビル8階